

件名	愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（平成 17 年 3 月 25 日公布、平成 18 年 1 月 1 日施行（自動車取得税に関する部分は平成 17 年 10 月 1 日、自動車税に関する部分は平成 18 年 4 月 1 日））等
<p>【改正の概要】</p> <p>1 愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正</p> <p>(1) 個人県民税に関する改正</p> <p>ア 平成 18 年 6 月徴収分以後の個人県民税について、定率減税を 2 分の 1 に縮減 （現行）所得割額の 15%相当額（15%相当額が 4 万円を超える場合は、4 万円）を控除 （改正後）所得割額の 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は、2 万円）を控除</p> <p>イ 平成 17 年 1 月 1 日現在において 65 歳以上の者（前年の合計所得金額が 125 万円以下の者）に係る個人県民税の非課税措置を段階的に廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18 年度分 所得割及び均等割の税額の 2 / 3 を減額</li> <li>・ 19 年度分 所得割及び均等割の税額の 1 / 3 を減額</li> <li>・ 20 年度分以降 減額措置の廃止</li> </ul> <p>(2) 県域を越える自動車の転出入に係る自動車税の月割計算の廃止に伴う規定整備 賦課期日（4 月 1 日）後に自動車の主たる定置場が 1 の道府県から他の道府県に変更された場合に 係る自動車税の月割計算が廃止されたことに伴う規定の整備</p> <p>(3) 自動車取得税に関する改正（平成 17 年排出ガス基準に係る早出し特例の延長）</p> <p>ア 軽減措置：平成 17 年排出ガス基準適合車（バス、トラック等に限る。）に係る自動車 取得税の税率から 1 %を控除</p> <p>イ 自動車の取得期間：平成 17 年 10 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日</p> <p>2 愛媛県森林環境税条例の一部改正</p> <p>平成 17 年 1 月 1 日現在において 65 歳以上の者（前年の合計所得金額が 125 万円以下の者）に係る 個人県民税の非課税措置を段階的に廃止される（1 (1)イ）ことに伴い、森林環境税についても同様に 措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18 年度分 森林環境税の税額の 2 / 3 を減額（100 円を徴収）</li> <li>・ 19 年度分 森林環境税の税額の 1 / 3 を減額（300 円を徴収）</li> <li>・ 20 年度分以降 減額措置の廃止（500 円を徴収）</li> </ul>	
施行日	平成 18 年 1 月 1 日。ただし、1 (2)に係る部分は平成 18 年 4 月 1 日、1 (3)に係る部 分は平成 17 年 10 月 1 日等
<p>【その他参考事項】</p> <p>森林環境税</p> <p>(1) 課税対象：県内に住所、事業所等を有する個人、法人</p> <p>(2) 納税義務者：個人県民税均等割及び法人県民税均等割の納税義務者</p> <p>(3) 税率・税額：個人 年額 500 円・法人 現行均等割額の 5 %相当額（県民税の均等割の税率に加算）</p>	